



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2018年9月2日発行

特集/経営対策シリーズ 2018

# 保険医への税務調査

## — 心構えと対応のポイント —

B5判 172ページ 会員価格 1,200円 定価 1,500円(税・送料込み)

### 税務調査の流れに即して、 より充実した Q&A を掲載

2013年に改正された国税通則法が施行されて5年が経過しました。改正国税通則法では、調査結果の内容説明、不利益処分等の理由の記載、減額更正の請求期間を1年から5年へ延長など、納税者の権利を前進される改正がされた一方で、帳票類の提示・提出を求め、提出された物件の持ち帰りなど、調査官の権限強化につながりかねない内容も盛り込まれています。

改定から5年を経て、得られた情報などをもとに内容をより充実させて発刊することとなりました。

また、税務調査の流れに即して記載している Q&A もより充実させて掲載しています。

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0045 土浦市文京町 1-50 富士火災ビル 3F

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341 E-mail:info@ibaho.jp

#### ■主な内容■

- ◆税務行政の動向
- ◆国税通則法等改正の概要
- ◆税務調査 Q&A
  - 1.税務調査における医療機関の位置付け
  - 2.納税者への事前通知
  - 3.重要な「税務代理権限証書」の取扱い
  - 4.調査の準備に際して
  - 5.調査官が来訪したら
  - 6.調査当日の対応など
  - 7.質問応答記録書
  - 8.調査終了に際して
  - 9.その他
- ◆医療機関の税務調査で気を付ける点
- ◆カルテ開示と医師・歯科医師の守秘義務
- ◆関連法規、事前通知チェックリスト 他

#### 注文書

切り取らずこのまま F A X 0 2 9 - 8 2 2 - 1 3 4 1 へお送りください

医療機関名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

注文数【 \_\_\_\_\_ 冊】× 価格【 1,200 円(会員価格) or 1,500 円(定価) 】 = 合計【 \_\_\_\_\_ 】円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。  
※代引きは、代引き手数料として 324 円いただきます。

国税通則法等改正の概要

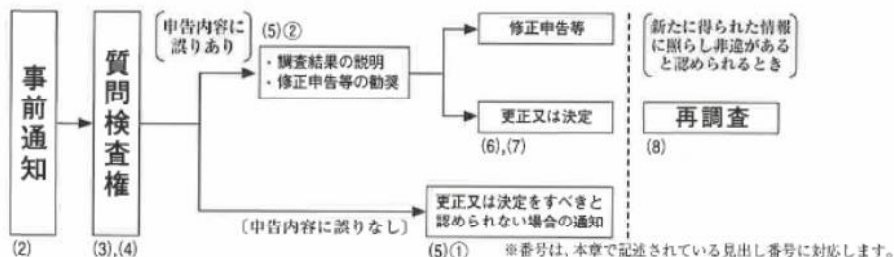
まで同様、調査が「納税者の理解と協力を得て行うもの」である点に変わりありません(運営指針第1章)。「納税者の理解と協力」の下で調査が進められることが大原則です(囲み参照)。

抜本改正では、これまで調査官の裁量で行われてきた調査の開始、終了、帳簿類等の持

ち帰り、更正・処分等の根拠など調査の進め方に関して一連の手続きを定め、税務調査に際して調査官には、一定の法的手続が求められることになりました。

以下、税務調査の流れに沿って、抜本改正における主な変更点を解説します(図3参照)。

図3 税務調査手続の流れ(イメージ)



捜査令状のない調査はすべて任意調査

税務調査には、任意調査と強制調査の2種類があります。

任意調査は、第1に、何をすることも必ず納税者の「承諾」がいきます。第2に、プライバシーにまで及ばないことです。例えば、個人の家計簿や個人の貯金などは調査できません。あくまでも事業に関するものに限られます。「料調調査」と言って特別調査と言われるものもありますが、裁判所の令状のないものは任意調査です。

強制調査は、国税局査察部(通称マルサ)の調査官が裁判所の「捜査押取令状」を得て行う調査で、一方的に行われ日時・場所を選びません。脱税額が多額かつ悪質なものが対象です。

(2) 事前通知を原則化 無予告調査は限定された

実地の調査に際して、事前通知が原則化されました(通則法第74条の9)。「調査開始日前までに相当の時間的余裕」において(運営指針第2章2(1))、納税者本人と税務代理人\*の双方に以下の11項目を通知するとなりました。通知方法は法律に規定されておらず、原則として電話で行うとされています(FAQ

(納)・問12)が、正確を期するためには文書を求める必要があります。

通知される11項目は、①実地の調査を行う旨、②調査対象者の氏名・住所又は居所、③調査官の所属・氏名(臨場が複数の場合:代表者・人数)、④調査開始日時、⑤調査開始場所、⑥調査の目的、⑦調査対象となる税目、⑧調査対象となる期間、⑨調査対象となる帳簿書類その他の物件、⑩合理的理由があ

税務調査 Q & A

II. 予告なしの調査

24. 無予告の調査は日をあらためてもらう

Q 事前に何の通知もなく調査に来たのですが、応じなくてはなりませんか。

A 裁判所の令状がなければ応じる必要はありません。まずは、通則法第74条の10で規定されている「事前通知を要しない場合」の調査理由を確認しましょう。その上で、あらためて日程設定するよう求めましょう。

するおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない。

違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれがあると認める場合の例示(通達4-9)

解説

裁判所の令状のない税務調査はすべて任意調査です。任意調査では、無条件に調査を受けなければならない義務はありません。事前通知なしで調査官が来訪した時は、必ず身分証明書、質問検査証の提示を求め、氏名等を控えた上で、はっきり断りましょう。調査を実施するためには、納税者の承諾が必要です。事前通知なしの調査の対象となった理由を具体的に聞き、その上で、先生の都合のよい日程で調査日を設定しましょう。

通則法に事前通知を要しない場合についての規定がありますが、いずれも通常の医療機関は該当しません。

【参考】事前通知を要しない場合(通則法第74条の10) ※あくまでも例外規定。

前条第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第3項第1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難に

(1) 法第127条第2号又は同条第3号に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。

⇒(法第127条第2号) 職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避すること。

⇒(法第127条第3号) 物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出すること。

(2) 調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。

(3) 調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。

(4) 過去の違法又は不当な行為の発見を困